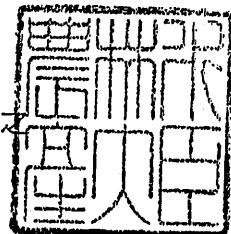


15消安第1154号  
平成15年8月25日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



### 食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること。

## 概要

### アルカリ処理をした液状の肉骨粉等の肥料利用の概要

#### 1 アルカリ処理をした液状の肉骨粉等の概要

##### ① 製造方法

肉骨粉等を加熱した水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムのアルカリ溶液中で1時間以上反応させ液状化したもの。

この処理により、肉骨粉等由来のたん白質は、アミノ酸等に分解され、肥料としてより植物に利用されやすい形態となる。

##### ② 使用方法

液状複合肥料(複合肥料は、肥料の三要素(窒素、りん酸、加里)のうち二以上を含むもの)の原料として利用される。

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等は、緩効性の窒素質等供給源となる。これに、不足する肥料成分(りん酸、加里等)を添加して製造された液状複合肥料は、100～500倍に希釈され、施設園芸等で散水、灌水施肥される場合が多い。

#### 2 農林水産省における取扱いの経緯

(別紙のとおり)

#### 3 今後の取扱いの考え方

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等については、以下に示す牛への誤用・流用の防止措置を行うことにより、さらなる安全性を確保した上で、肥料として利用することを許可することとした。

- ・保管・使用制限の表示の義務づけ
- ・放牧地への施用の禁止の指導

## 農林水産省における取扱いの経緯

肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料の輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止措置が平成13年10月4日から講じられた。

これらの措置の解除等については、BSEの専門家からなるBSE技術検討会、業界団体や消費者団体等の代表を加えたBSE対策検討会において、安全性等を評価した上で検討することとされてきたところである。

13年10月4日

全ての国からの肉骨粉等の輸入の一時停止

肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造・出荷の一時停止の要請

第2回BSE対策検討会（13年10月19日開催）において、豚、家きん等のみに由来する肉骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

13年11月1日

豚、家きん等のみに由来する肉骨粉等、なめし蒸製された皮粉等を肥料として利用することを解除

第3回BSE対策検討会（13年12月25日開催）において、蒸製骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

14年1月11日

蒸製処理が行われた骨粉等を肥料として利用することを解除

第17回BSE技術検討会（15年6月13日開催）、第5回BSE対策検討会（15年6月20日開催）において、（独）動物衛生研究所で実施された安全性評価試験※の結果等を受けて、アルカリ処理された液状の肉骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

### ※ 安全性評価試験の概要

高濃度の異常プリオントリプチルスルホン酸ナトリウムを添加した肉骨粉試料にアルカリ処理を行い、処理後の異常プリオントリプチルスルホン酸ナトリウムの残存程度を調べたところ、ウエスタンブロット法（たん白質を分子の構造等により電気的に分離し、異常プリオントリプチルスルホン酸ナトリウムに特有な帯を確認する方法）の検出限界( $1/10^6$ )まで、異常プリオントリプチルスルホン酸ナトリウムは検出されなかった。これにより、アルカリ処理が、異常プリオントリプチルスルホン酸ナトリウムの不活性化に十分な効果を持つことが確認された。

食品安全委員会にアルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて意見を聴取

(参考)

今後の肥料用の肉骨粉等の国内における製造の取扱い  
(概念図)

種類	由来動物	条件	肥料用
肉骨粉等	豚・馬 家きん 鯨・イルカ	牛由来と区分できないもの 牛由来と区分できるもの	継続検討  (注5)
肉骨粉等	牛(注1) 由来を含む	牛のSRM(注2)が除去されていないもの 牛のSRM(注2)が 除去されているもの	継続検討  アルカリ処理(注3) したもの  (注5)
骨粉 蹄粉 角粉	牛(注1) 由来を含む	牛のSRM(注2)が除去されていないもの 牛のSRM(注2)が 除去されているもの	継続検討  蒸製(注4)して いるもの  蒸製(注4)したもの  (注5)

■ : 今回、停止措置の解除等を追加することとしている部分  
 継続検討 : 停止措置の見直しを継続検討  
 ○ : 停止措置の解除

注1 : BSE患畜及び疑似患畜は混入しないこと。

注2 : 特定部位(脳、眼、脊髄及び回腸遠位部)

注3 : アルカリ処理とは、加熱した水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム溶液中で、1時間以上反応させることをいう。

注4 : 蒸製とは、国際獣疫事務局の不活性化条件(133℃、3気圧、20分)を上回る条件で処理したものという。

注5 : 放牧地施用禁止指導、保管・使用制限の表示、原料は化学肥料等と混ぜること。